

自転車の交通安全

ドライバーの皆さんへ

自転車思いやり五則

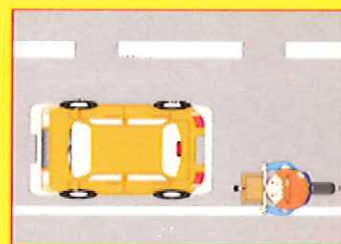
○ 車道では自転車にやさしさと思いやり
自転車に対して温かい思いやりの気持ちで保護しましょう。



○ 自転車の近くを通るときはゆっくりと
自転車のそばを通るときには、安全な速度で間隔をあけましょう。

○ 交差点では自転車の巻き込みに注意
交差点を通過するときには、安全確認を十分に行って自転車の巻き込みに気をつけましょう。

○ ドアを開けるときは自転車に注意
車のドアを開けるときには、自転車などがいないか十分に確認しましょう。



○ 自転車に危険を感じたらまず停止
自転車の行動をしっかりと確認し、危険と思ったら迷わずに停止しましょう。

～ やさしさが ^{はし}走るこの街 ^{まち}この道路 ^{どうろ} ～

運 転 免 許 本 部

知っていますか?

自転車安全利用五則



正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

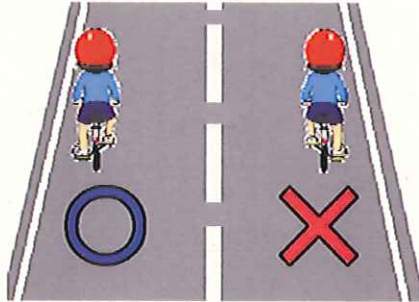
①自転車は、 車道が原則、歩道が例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは、車道通行が原則です。



②車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。



③歩道が歩行者優先で、 自転車は車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



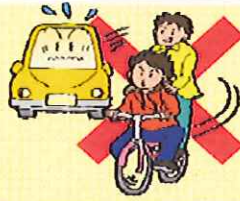
④安全ルールを守る



飲酒運転は禁止 自転車も飲酒運転は禁止

【罰則】

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合



二人乗りは禁止

二人乗りをすることはできません。

【罰則】2万円以下の罰金又は料料



並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【罰則】2万円以下の罰金又は料料



夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。

【罰則】5万円以下の罰金



信号を守る

信号を必ず守る。

【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

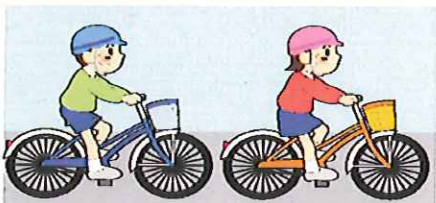


交差点での一時停止と安全確認
一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。

【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



こんな運転もやめましょう!

★傘を差しながら・携帯電話を使用しながらの運転
傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはいけません。
また、携帯電話で話をしたり、メールをしたりしながらの運転もしてはいけません。

【罰則】5万円以下の罰金



街とともに、人とともに
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちよう